第二十三条第二項中「（定義）」を削り、同条第三項中「第二十四条第一項第四号」を「第二十四条第一項第五号」に改め、同項第七号中「第六十一条の二第八項」を「第六十一条の二第九項」に、「株式交換（」を「金銭等不交付株式交換（」に改め、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号中「第六十一条の二第十三項第三号」を「第六十一条の二第十四項第三号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十　法第六十一条の二第十四項第三号に規定する全部取得条項付種類株式を発行する旨の定めを設ける法第十三条第一項（事業年度の意義）に規定する定款等の変更に反対する株主等の買取請求に基づく買取り（その買取請求の時において、当該全部取得条項付種類株式の同号に定める取得決議に係る取得対価の割当てに関する事項（当該株主等に交付する当該買取りをする法人の株式の数が一に満たない端数となるものに限る。）が当該株主等に明らかにされている場合（法第六十一条の二第十四項に規定する場合に該当する場合に限る。）における当該買取りに限る。）

第二十三条第四項第一号中「同項第三号」を「同項第二号に掲げる分割型分割、同項第三号に掲げる株式分配又は同項第四号」に改める。

第二十四条の二第二項第四号中「（平成十年法律第九十号）」及び「（平成十七年法律第四十号）」を削り、同条第四項第一号ト中「第八十一条の三第一項」の下に「（個別益金額又は個別損金額）」を加え、「（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）」を削る。

第五十九条第一項中「（営業権を除く。）」を削り、同項第一号中「の償却限度額）」を「に係る償却の方法の特例）」に改める。

第六十一条の四の表の第二号の第一欄及び第六十六条の二の表の第二号の第一欄中「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に改める。

第六十九条第一項第一号中「この号及び第六項まで」に改め、同号イ中「以下この条」を「第四項第一号及び第十三項」に、「を経過する日（保険会社（保険業法第二条第二項（定義）に規定する保険会社をいう。第三項第一号及び第九項において同じ。）にあつては、当該会計期間開始の日から四月を経過する日。」を「（法第七十五条の二第一項各号（確定申告書の提出期限の延長の特例）の指定を受けている内国法人にあつては、その指定に係る月数に二を加えた月数）を経過する日（」に改め、同号ロ中「第三項第二号及び第四項第一号」を「第四項第二号及び第五項第一号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　法第三十四条第一項第一号及び前項第一号の規定の適用については、定期給与の各支給時期における支給額から源泉税等の額（当該定期給与について所得税法第二条第一項第四十五号（定義）に規定する源泉徴収をされる所得税の額、当該定期給与について地方税法第一条第一項第九号（用語）に規定する特別徴収をされる地方税の額、健康保険法第百六十七条第一項（保険料の源泉控除）その他の法令の規定により当該定期給与の額から控除される社会保険料（所得税法第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。）の額その他これらに類するものの額の合計額をいう。）を控除した金額が同額である場合には、当該定期給与の当該各支給時期における支給額は、同額であるものとみなす。

第六十九条第十二項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる給与の区分に応じそれぞれ次に定める要件

イ　ロに掲げる給与以外の給与　次に掲げる給与の区分に応じそれぞれ次に定める日（次に掲げる給与で二以上のもの（その給与に係る職務を執行する期間が同一であるものに限る。）が合わせて支給される場合には、それぞれの給与に係る次に定める日のうち最も遅い日）までに交付され、又は交付される見込みであること。

(1)　金銭による給与　当該金銭の額の算定の基礎とした法第三十四条第一項第三号イに規定する利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標又は売上高の状況を示す指標（(2)において「業績連動指標」という。）の数値が確定した日の翌日から一月を経過する日

(2)　株式又は新株予約権による給与　当該株式又は新株予約権の数の算定の基礎とした業績連動指標の数値が確定した日の翌日から二月を経過する日

ロ　特定新株予約権又は承継新株予約権による給与で、無償で取得され、又は消滅する新株予約権の数が役務の提供期間以外の事由により変動するもの　当該特定新株予約権又は当該承継新株予約権に係る特定新株予約権が第十五項各号又は前項各号に掲げる手続の終了の日の翌日から一月を経過する日までに交付されること。

第六十九条第十二項第二号中「こと」の下に「（法第三十四条第一項第三号の給与の見込額として損金経理により引当金勘定に繰り入れた金額を取り崩す方法により経理していることを含む。）」を加え、同項を同条第十七項とし、同条第十一項中「第三十四条第一項第三号イ(2)」を「第三十四条第一項第三号に規定する内国法人が同族会社でない場合における同号イ(2)に、「政令で定める適正な手続」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「法第三十四条第一項第三号に規定する」を「当該」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「法第三十四条第一項第三号に規定する」を「当該」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「法第三十四条第一項第三号に規定する」を「当該」に改め、「同号に規定する」を削り、「第七項各号」を「第九項各号」に、「当該業務執行役員と同条第一項第三号イ(2)に規定する特殊の関係のある者（次号及び第四号において「業務執行役員関連者」という。）が」を「業務執行役員関連者がその」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「法第三十四条第一項第三号に規定する」を「当該」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　当該内国法人の報酬委員会（会社法第四百四条第三項（指名委員会等の権限等）の報酬委員会をいい、当該内国法人の業務執行役員又は当該業務執行役員と法第三十四条第一項第三号イ(2)に規定する特殊の関係のある者（以下この項において「業務執行役員関連者」という。）がその委員になつているものを除く。）の決定

第六十九条第十一項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16　法第三十四条第一項第三号に規定する内国法人が同族会社である場合における同号イ(2)に規定する政令で定める適正な手続は、次に掲げるものとする。

一　当該内国法人との間に完全支配関係がある法人（同族会社を除く。以下この項において「完全支配関係法人」という。）の報酬委員会（会社法第四百四条第三項の報酬委員会をいい、当該内国法人若しくは当該完全支配関係法人の業務執行役員又は当該業務執行役員と法第三十四条第一項第三号イ(2)に規定する特殊の関係のある者（以下この項において「業務執行役員関連者」という。）がその委員になつているものを除く。）の決定に従つてする当該内国法人の株主総会又は取締役会の決議による決定

二　完全支配関係法人（指名委員会等設置会社を除く。）の報酬諮問委員会（取締役会の諮問に応じ、当該完全支配関係法人及び当該内国法人の業務執行役員の個人別の給与の内容を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を取締役会に述べることができる三以上の外部の委員から構成される合議体（その委員の過半数が当該内国法人又は当該完全支配関係法人の第九項各号に掲げる役員又は使用人となつたことがない者であるものに限る。）をいい、当該業務執行役員又は業務執行役員関連者がその委員となつているものを除く。）に対する諮問その他の手続を経た当該完全支配関係法人の取締役会の決議による決定に従つてする当該内国法人の株主総会又は取締役会の決議による決定

三　完全支配関係法人が監査役会設置会社（業務執行役員関連者が監査役になつている会社を除く。）である場合の当該完全支配関係法人の取締役会の決議による決定（監査役の過半数が当該算定方法につき適正であると認められる旨を記載した書面を当該完全支配関係法人に対し提出している場合における当該決定に限る。）に従つてする当該内国法人の株主総会又は取締役会の決議による決定